

平成 21 年 3 月 2 日

各 位

会社名 中道リース株式会社  
代表者名 代表取締役社長 関 寛  
(コード 8594 札幌証券取引所)  
問合せ先 常務取締役経営主計室長 有坂 欣明  
(Tel 011-280-2266)

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 3 月 2 日開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 3 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 10 条の実質株主および第 11 条第 3 項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手續に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第 12 条(株式取扱規程)に「株主権行使の手續きその他」の文言を追加するものであります。
- (3) 変更案第 10 条に、単元未満株式の買増し要請に対応するために、規定を置くものであります。
- (4) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 11 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の変更ならびに一部字句の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)

<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の<u>規程</u>による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置くものとする。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の<u>規定</u>による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置くものとする。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
---	---

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 49 条(記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>
---	---

3. 定款変更の効力発生日 平成 21 年 4 月 3 日(金曜日)

以 上